

あなたの住まいは大丈夫？地震から大切な命を守るために

木造住宅の耐震化を進めましょう

平成7年の阪神・淡路大震災では、旧耐震基準で建てられた建物（昭和56年5月31日以前に着工）の倒壊などにより多くの人が亡くなりました。平成28年の熊本地震および令和6年の能登半島地震でも旧耐震基準の木造住宅に大きな被害が出ています。平成30年の大阪北部地震や過去の地震では、ブロック塀などの倒壊による被害も発生しています。

今後、奈良県でも南海トラフ巨大地震の発生が危惧されています。地震から命と財産を守るには、地震に強い家にする必要があります。

1 地震に強くするってどういうこと？

地震により普段と違う大きな負荷が家全体にかかった時、その負荷をバランスよく分散させて、家を支えられるようにすることです。家のかたちや建て方はさまざまなので、どこをどうしたらその負荷に耐えられるか、それぞれの家について詳しく調べる必要があります。

地震に強い家を作るには…

Step1 耐震診断

耐震診断資格者が、大地震が起こったときに倒壊する危険性、耐震性を現在の耐震基準と比べ、総合的に判断。

Step2 耐震改修設計

耐震診断の結果をもとに、どの程度耐震性を向上させるか、工事内容・費用・工事期間などを建築士と相談し検討。

Step3 耐震改修工事

耐震改修設計に基づき、工事業者に依頼して耐震改修工事を実施。

2 ブロック塀などを点検するチェックポイントって？

ひとつでも
当てはまらなければ
危険です

ブロック塀などの倒壊を防ぐよう所有者として維持管理の責任を認識し、日頃から安全点検を心がけましょう。

自分で行う点検のチェックポイント

- 塀の高さは地盤から2.2m以下か。
 - 塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m以上2.2m以下の場合は15cm以上）
 - 控え壁^{*1}は塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出しているか。（塀の高さが1.2m以上の場合）
 - コンクリートの基礎があるか。
 - 塀に傾きやひび割れはないか。
- ※1 建築構造の一つで、主壁にあたる部分に対して直角に取り付けられる壁

専門家に相談しましょう^{*2}

- 塀に鉄筋は適切に入っているか。
塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- 基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m以上の場合）

※2 外観の目視では点検できない項目

3 桜井市では耐震化に関する補助制度はないの？

まずは事前に
相談を

⇒3つの補助制度があります。

(1) 木造住宅の無料耐震診断

- ▶対象住宅 次の①～③全てに当てはまるもの（その他詳細な条件あり）①昭和56年5月31日以前に着工された地上2階までの延べ床面積が250㎡以下の在来軸組工法^{*3}の木造住宅で一戸建てまたは長屋および共同住宅②増築をしていない③過去に本事業による耐震診断を受けていない

※3 建築構造の木構造の構法の一つで、主要構造部分を木材の軸組で構成する形式

- ▶募集件数 12件（応募多数の場合は抽選）

(2) 木造住宅の耐震改修

- ▶対象住宅 次の①～③全てに当てはまるもの（その他詳細な条件あり）①昭和56年5月31日以前に着工された地上2階までの木造住宅で一戸建てまたは長屋および共同住宅②増築をしていない③過去に本事業による補助を受けていない

- ▶対象工事 1階または全ての階において耐震診断による構造評点が0.7未満または1.0未満のものをそれ以上にする耐震改修工事のみに要した費用が50万円以上であるもの

- ▶募集件数 3件（応募多数の場合は抽選）

- ▶補助額 50万円（算定基準あり）

(3) ブロック塀などの撤去工事

- ▶対象 市内の道路などに面する部分にある、地盤からの高さが80cm以上で、倒壊の危険性があるもの（その他詳細な条件あり）

- ▶募集件数 9件（応募多数の場合は抽選）

- ▶補助額 上限10万円（算定基準あり）

上記の補助制度を利用するためには、次の①～③全てに当てはまらなければなりません。

- ①市税などの滞納がなく、暴力団体および暴力団関係者ではないこと

- ②令和6年12月末までに事業が完了すること

- ③申請時点で、施工業者と未契約であること

【(1)～(3) 共通申込方法】

5月7日◎～31日◎に下記申し込み先へ

【申し込み・問い合わせ先】

営繕課営繕係 ☎42-9111 内線3171・3172)